

兵庫県警察新型インフルエンザ等対策行動計画の継続について（一般甲）

〔令和6年8月26日〕
〔兵警災一般甲第71号〕

- 対号 1 兵庫県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要領
（令和4年8月31日兵警災例規甲第22号）
- 2 兵庫県警察新型インフルエンザ等対策行動計画の継続に
ついて（令和4年8月31日兵警災一般甲73号）

本県警察における新型インフルエンザ等対策については、対号2に基づき推進しているところであるが、引き続き、9月1日から兵庫県警察新型インフルエンザ等対策行動計画（別添）のとおり運用することとするので、各所属長は、所属職員に周知徹底の上、新型インフルエンザ等対策に遺漏のないようにされたい。

第1章 計画の目的及び実施に関する基本的な方針

第1節 計画の目的、構成等

第1 計画をめぐる情勢

毎年流行を繰り返してきたインフルエンザとは異なる病原性が高い新型インフルエンザ又は同様に危険性のある新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が制定され、同法第6条に基づき、政府は新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日。以下「政府行動計画」という。）を策定した。

政府行動計画を踏まえ、国家公安委員会及び警察庁は国家公安委員会・警察庁新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年10月10日。以下「警察庁行動計画」という。）を、兵庫県（以下「県」という。）は特措法第7条の規定により兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年10月22日。以下「県行動計画」という。）をそれぞれ策定した。

第2 計画の目的

この計画は、前記の計画を踏まえ、兵庫県警察（以下「県警察」という。）が執るべき新型インフルエンザ等の発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ定め、治安の確保に必要な警察活動を維持しつつ、各種混乱による不測の事態にも的確かつ迅速に対処することを目的とする。

第3 定義

この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 国外発生期 国外においてのみ、新型インフルエンザ等の感染者が発生している状態をいう。
- (2) 国内発生早期 いずれかの都道府県において新型インフルエンザ等の感染者が発生しているが、全ての感染者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態をいう。
- (3) 国内感染期 いずれかの都道府県において新型インフルエンザ等の感染者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態をいう。

第4 構成

この計画の構成は、警察庁行動計画及び県行動計画に対応するものとして第2章で新型インフルエンザ等の未発生期における措置を、第3章で新型インフルエンザ等の国外発生期における措置を、第4章で新型インフルエンザ等の国内発生早期における措置を、第5章で新型インフルエンザ等の国内感染期における措置を、第6章で小康期における措置を置き、各章において実施する事項をそれぞれ定めるとともに、項目ごとに主管課又は主管部を明記することとする。

また、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合は、特措法の対象ではないが、警察庁行動計画において国内外で鳥インフルエンザウイルスが

人で発症した場合等の対策が定められていることを踏まえ、関連する事案として第7章に対策を記載することとする。

第2節 実施に関する基本的な方針

この計画の実施に当たっては、県警察の各部門及び各警察署が相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生時における治安の確保に万全を図るとともに、県等の関係機関との積極的な協力により、政府行動計画等に基づく新型インフルエンザ等対策の推進に寄与するよう努める。

この計画の実施状況については、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、時機を逸することなく兵庫県公安委員会（以下「県公安委員会」という。）に報告し、必要な指導を受けるとともに、県公安委員会の権限に属する事務について県公安委員会を的確に補佐するものとする。

また、新型インフルエンザ等の世界的大流行により不測の事態が生じた場合においても、県公安委員会における意思決定が円滑に行われるよう、事態の推移に応じて必要となる対応の手順及び内容について、あらかじめ準備しておくものとする。

あわせて、県公安委員会の行う許可等の行政事務を含め、継続の必要性の高い通常業務を継続させるために必要な体制の確保に努める。

さらに、新型インフルエンザ等の世界的大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されるところであり、政府行動計画等についても随時最新の科学的な知見を取り入れ見直すこととされていることから、情勢の変化、政府行動計画等の改定等に対応して、この計画を適時適切に見直し、必要な修正を加える。

なお、この計画は県警察の新型インフルエンザ等対策の基本的な方針を示すものであり、出現した新型インフルエンザ等の病原性、感染力等に応じ、弾力的に運用するとともに、具体的な対応要領、対応マニュアル等を各主管課において別途作成し、整備するものとする。

第2章 新型インフルエンザ等の未発生期における措置

第1節 実施体制の整備

第1 対処体制の整備〔災害対策課〕

新型インフルエンザ等の発生に備え、兵庫県警察新型インフルエンザ等対策委員会等（兵庫県警察新型インフルエンザ等対策委員会設置要領（令和4年8月31日兵警災例規甲第22号）に規定する兵庫県警察新型インフルエンザ等対策委員会、兵庫県警察新型インフルエンザ等対策幹事会及び兵庫県警察新型インフルエンザ等対策連絡室をいう。）において部内の調整を図りつつ、諸対策の推進方策その他必要な事項について定めるとともに、当該事項について随時の見直しを図る。

第2 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報収集の手段及び方法〔災害対策課〕

新型インフルエンザ等に関する情報を迅速かつ的確に収集するため、警察庁、兵庫県危機管理部災害対策課（以下「県災害対策課」という。）等関係機関と相互の担当課、担当者、休日及び夜間における連絡手段等を明確にし、連絡を担当する警察職員（以下「職員」という。）に周知徹底する。

2 発生状況の把握、報告等〔災害対策課〕

新型インフルエンザ等の発生の疑いがある情報を入手した場合には、警察庁に報告するとともに、災害対策課において情報を集約し、関係機関に速報する。

第3 業務継続に向けた措置

1 優先順位の高い業務の選別〔各所属〕

新型インフルエンザ等がまん延し、欠勤する職員が増加した場合であっても、治安維持機能を保持し続けるため、欠勤の状況に応じ、優先度の高い業務に職員を集中させるなどの措置が講じられるよう、業務の優先順位について所属ごとにあらかじめ検討する。

2 公共交通機関停止時に備えた庁舎利用〔会計課〕

新型インフルエンザ等がまん延し、公共交通機関が停止した場合に備え、帰宅できない職員が庁舎内において一時的に休憩することができる場所を確保するための庁舎の利用要領について、あらかじめ検討する。

3 備蓄食料の管理〔会計課〕〔災害対策課〕

新型インフルエンザ等がまん延し、食料の入手が困難となった場合に備え、備蓄食料の定期点検、補充等の適切な管理を行う。

4 契約業者による食事の提供の停止時における被留置者の食事の確保〔留置管理課〕

新型インフルエンザ等がまん延し、被留置者の食事について契約業者からの入手が困難となった場合に備え、被留置者の食事の入手手段の代替手段を整備する。

第4 装備資機材に関する措置

1 装備資機材の整備等〔装備課〕〔災害対策課〕

職員への感染対策等を的確に実施するため、新型インフルエンザ等の国内での

発生時に装備資機材を迅速に活用できるよう、部門ごとに、その配備状況を把握するなどの適正な管理を行うとともに、必要な装備資機材の整備に努める。

2 装備資機材の活用に向けた指導及び教養 [装備課] [災害対策課]

新型インフルエンザ等対策に資すると認められる装備資機材を円滑に運用することができるよう、装備資機材の性能及び使用方法について、職員に対する指導及び教養を推進する。

第5 通信の確保等

1 通信に関する体制の整備 [災害対策課] [情報通信部]

国内で新型インフルエンザ等が発生した場合の通信の確保のため、近畿管区警察局兵庫県情報通信部と連携した対処体制を整備する。

2 警察情報システムに関する措置 [情報管理課] [情報通信部]

新型インフルエンザ等がまん延した場合においても警察情報システムを適切に運用するため、担当する職員の不在に備えた定型的な業務の手順書の作成、警察情報システムの操作方法の教養等を推進する。

また、警察情報システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、早期に障害から復旧することができるよう、関係事業者等との連絡体制及び障害に対処することができる体制を整備する。

第6 教養及び訓練の実施 [災害対策課] [厚生課]

新型インフルエンザ等の発生時における対処要領について、職員に対する教養を実施し、周知徹底を図る。

また、新型インフルエンザ等の発生を想定した情報伝達訓練、招集・参集訓練及び通信訓練を実施し、並びに県災害対策課等が主催する各種訓練に積極的に参画することにより、新型インフルエンザ等の発生時における対処能力の向上に努めるとともに、それらの訓練を通じて課題が判明した場合は、必要に応じて対処要領を修正する。

第7 特定接種に向けた準備 [災害対策課] [警務課] [厚生課]

特措法第28条の規定により行う予防接種（以下「特定接種」という。）が円滑に実施されるよう、職員に特定接種を行う場所及び順位をあらかじめ検討する。

第2節 感染対策の準備

第1 職員の感染対策

1 職員及びその家族に対する感染対策 [厚生課]

感染対策のための基本的な措置について、平素から具体的な措置の内容を記載した資料を配布するなどにより、職員及びその家族に周知する。

2 職員に対する抗インフルエンザウイルス薬の投与手順の確立 [災害対策課] [厚生課]

職員が新型インフルエンザ等の感染者若しくはその疑いがある者と濃厚接触し、又は新型インフルエンザ等の感染者若しくはその疑いがある者と濃厚接触す

る可能性の高い業務に従事するなど、新型インフルエンザ等に感染するおそれがある場合に、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与が適切に実施されるよう、平素から、県災害対策課等関係機関との連携強化及び予防投与等に関する情報の収集に努める。

3 職員発症時の対応要領の確立 [厚生課]

あらかじめ、職員又はその家族が新型インフルエンザ等の感染者又は新型インフルエンザ等に感染している疑いがある者「以下「感染者等」という。」となった場合の報告及び連絡の体制を定める。

また、職員が新型インフルエンザ等の感染者となった場合を想定し、平素から、勤務場所等の清掃及び消毒の方法並びに当該職員と接触した職員への対応要領を定める。

第2 留置施設における感染対策等 [留置管理課]

被留置者が感染者等となった場合の被留置者の隔離措置及び診療を受ける医療機関、留置業務に従事する職員（以下「留置担当官」という。）及び当該被留置者以外の被留置者の健康診断の受診要領等を定める。

第3 庁舎管理手順の確立 [会計課]

あらかじめ、新型インフルエンザ等の庁内での感染対策に必要な庁舎管理要領を定める。

第3節 水際対策等に備えた管理者対策

第1 国際海港、検疫所等における管理者対策 [災害対策課]

神戸港並びに神戸検疫所及び停留場所（以下「神戸検疫所等」という。）並びにその周辺における警戒活動の実施に備え、平素から神戸港及び神戸検疫所等を管理する神戸市等関係機関の管理者に対し、自主警備体制の確立、施設内の整理等を要請するなど、管理者対策を推進する。

第2 医療活動に備えた管理者対策 [災害対策課]

新型インフルエンザ等の発生時において、医療機関及び抗インフルエンザウイルス薬を処方する薬局（以下「医療機関等」という。）における混乱及び不測の事態が発生することを防止するため、平素から医療機関等の経営者、施設管理者その他関係者に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等を要請するなど、管理者対策を推進する。

第3 感染者の密入国に対する警戒活動に備えた管理者対策 [外事課]

新型インフルエンザ等の感染者の密入国に対する警戒活動の実施に備え、平素から神戸検疫所、大阪出入国在留管理局神戸支局等の管理者に対し、警戒活動への協力を要請するなど、管理者対策を推進する。

第4節 多数死体取扱いに備えた措置

第1 多数死体取扱いに備えた医師及び死体取扱場所の確保に必要な措置 [捜査第一

課]

新型インフルエンザ等の県内での発生時において、多数の死体を取り扱わなければならない場合に備え、県監察医務室、大学法医学教室、医師会、地方公共団体等と緊密な連携を図り、検視又は死体の調査への立会いに当たる医師及び死体の取扱場所を確保する。

第2 多数死体取扱手順の確立 [捜査第一課]

新型インフルエンザ等の県内での発生時において、多数の死体を取り扱わなければならない場合に備え、多数の死体を取り扱う場合に的確な措置を講ずるための訓練及び教養を実施するなど、多数死体取扱手順を確立する。

第3章 新型インフルエンザ等の国外発生期における措置

第1節 実施体制

第1 兵庫県警察新型インフルエンザ等対策本部等の設置 [災害対策課]

1 兵庫県警察新型インフルエンザ等対策室の設置

新型インフルエンザ等が国外で発生した疑いがある場合には、警備部長を長とする兵庫県警察新型インフルエンザ等対策室（以下「県警察対策室」という。資料2のとおり）を設置する。

2 兵庫県警察新型インフルエンザ等対策本部の設置

新型インフルエンザ等が国外で発生した場合には、本部長を長とする兵庫県警察新型インフルエンザ等対策本部（以下「県警察対策本部」という。資料1のとおり）を設置する。

3 任務等

県警察対策本部又は県警察対策室（以下「県警察対策本部等」という。）は、緊急事態における警察庁の組織に関する訓令（平成17年警察庁訓令第6号）等に定める警察庁の対策本部又は対策室（以下「警察庁対策本部等」という。）、兵庫県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）その他市町等関係機関との連携を図り、事態を的確に把握して新型インフルエンザ等対策及び治安維持に当たる。

なお、県警察対策本部等に従事する職員の招集等に当たっては、新型インフルエンザ等の国外での発生状況に応じて柔軟かつ的確に対応する。

第2 警察署新型インフルエンザ等対策本部の設置 [災害対策課] [警察署]

県警察対策本部長は、新型インフルエンザ等が国外で発生した場合において、必要に応じて警察署を指定し、警察署長を長とする警察署新型インフルエンザ等対策本部（以下「警察署対策本部」という。）を設置させることができる。

警察署対策本部は、県警察対策本部及び市町等関係機関との連携を図り、新型インフルエンザ等対策及び治安維持に当たるものとする。

なお、警察署対策本部の組織、編成及び任務は警察署長が別に定める。

第3 情報の収集・連絡体制の確立 [災害対策課]

県警察対策本部等は、県対策本部等関係機関からの新型インフルエンザ等に関する情報を集約し、警察庁対策本部等に速報する。

第4 装備資機材の活用 [装備課] [災害対策課]

職員の感染を予防し、治安維持機能を保持するため、各種警戒活動の実施に当たっては、感染対策資機材の確実な着装の徹底を図る。

また、感染対策資機材等が適切に活用されるよう、その配備状況を把握し、必要な地域に当該資機材の柔軟な配備を行うとともに、必要に応じてその補充を図る。

第5 通信の確保等

1 通信の確保 [災害対策課] [情報通信部]

県警察対策本部等は、通信の確保に努める。

2 警察情報システムの運用体制の確保 [情報管理課] [情報通信部]

警察情報システムを適切に運用するための体制を確保する。

第6 特定接種の実施 [災害対策課] [警務課] [厚生課]

特定接種を行うことが決まった場合は、速やかに接種体制を構築し、特定接種を実施する。

第2節 感染対策

第1 職員の感染対策

1 職員及びその家族に対する感染対策の周知 [厚生課]

新型インフルエンザ等が国外で発生した場合は、当該新型インフルエンザ等の病原性、感染力等を早期に把握し、感染対策のための基本的な措置について、具体的な措置内容を記載した資料を配布するなどにより、職員及びその家族に対して周知し、国内での発生時に備える。

2 発生地域への海外渡航の中止 [警務課]

新型インフルエンザ等の発生国又は発生地域（以下「発生国等」という。）への職員の渡航は、やむを得ない場合を除き、公務の目的に係るものにあつては延期し、若しくは中止し、又は公務の目的以外の目的に係るものにあつては延期し、若しくは中止するよう当該職員に要請する。

3 海外出張中等の職員の確認と支援 [警務課]

新型インフルエンザ等の発生国等又はその周辺国若しくは周辺地域に出張中又は旅行中の職員の状況を確認するとともに、当該職員に感染対策に必要な情報提供、助言その他の支援を行う。

第2 留置施設における感染対策 [留置管理課]

新型インフルエンザ等の国外での発生状況に応じて、留置担当官、留置施設に立ち入る職員及び被留置者の手洗い及びうがいの実施等感染対策を徹底する。

また、留置開始時の健康状態の事情聴取において、被留置者の海外渡航歴等の詳細な内容を聴取するなど、感染の可能性及び健康状態の早期把握に努める。

第3 その他

1 庁舎管理の手順の周知徹底 [会計課]

新型インフルエンザ等の庁内での感染対策に必要な庁舎管理の手順について、庁舎管理責任者を通じ各担当者に周知徹底を図る。

2 感染対策に関する関係機関・団体への情報提供 [関係所属]

関係機関・団体に対し、新型インフルエンザ等の国外での発生状況及び新型インフルエンザ等の感染対策に関する情報を提供し、新型インフルエンザ等の国内での発生時に備えた対策の周知徹底を図る。

第3節 水際対策の支援

第1 国際海港、検疫所等における警戒活動等

1 神戸港、神戸検疫所等及びその周辺における警戒活動〔災害対策課〕〔地域企画課〕〔警備課〕

(1) 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

第2章第3節第1に定める管理者対策を徹底するとともに、警察庁対策本部等からの指示又は神戸市等関係機関の管理者からの支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、水際対策の円滑な実施を確保するため、警察庁対策本部等及び神戸市等関係機関と連携を図りつつ、感染対策を徹底した上で、警戒活動を行う。

(2) 機動隊等の運用

大規模な混乱により不測の事態が発生したこと等により、神戸港、神戸検疫所等及びその周辺における警戒活動に、機動隊、管区機動隊及び第二機動隊（以下「機動隊等」という。）の警備部隊を運用する必要があると認められる場合には、感染対策を徹底した上で、速やかに機動隊等を集中運用する。

2 神戸港、神戸検疫所等及びその周辺における交通規制〔交通規制課〕〔交通企画課〕

神戸港、神戸検疫所等及びその周辺における交通規制を行う必要があると認められる場合は、感染対策を徹底した上で、円滑な交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、通行禁止等に係る区域、道路の区間その他必要な事項について、速やかに住民、運転者等に周知徹底を図る。

第2 感染者の密入国に対する警戒活動

1 沿岸警備の強化〔外事課〕〔地域企画課〕〔関係所属〕

船舶を利用した新型インフルエンザ等の感染者の密入国を防止するため、海上保安庁、大阪出入国在留管理局神戸支局等関係機関との連携を強化し、感染対策を徹底した上で、不審船及び密入国者の取締りに当たるとともに、沿岸部及び海上におけるパトロール、検問等の警戒活動を強化する。

2 関係機関との情報の共有〔外事課〕

密入国事件を取り扱ったときに把握した感染者等に関する情報を神戸検疫所、大阪出入国在留管理局神戸支局等関係機関に提供するなどにより、感染者の密入国に関する情報の共有に努める。

3 密入国事件取扱時における留意事項〔外事課〕

密入国者の取締りに当たっては、密入国者の居住地、海外渡航歴、供述内容等から感染の可能性を調査するほか、感染者等であることが確認された場合には、神戸検疫所、大阪出入国在留管理局神戸支局等関係機関に速やかに通報し、協力してまん延防止に必要な対応を行う。

また、検疫を受けていない新型インフルエンザ等の発生国等からの密入国者を取り扱うときは、感染対策を徹底した上で、業務に当たる。

第3 検疫体制の縮小に伴う措置〔関係所属〕

検疫体制が縮小される場合は、県警察対策本部長の指揮を受け、各種警戒活動等

を縮小する。

第4節 関係法令違反の取締り等

第1 神戸検疫所との連携体制の構築 [災害対策課] [生活経済課]

神戸港において検疫が強化される場合に発生が予想される感染者等に係る検査拒否・妨害等事犯、停留場所又は隔離場所からの逃走事犯等に備え、神戸検疫所等との連携体制を構築する。

第2 関係法令違反の取締り [生活経済課]

神戸港において検疫が強化される場合には、県対策本部等関係機関と連携して、検疫法違反、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）違反（以下「感染症法違反」という。）等の関係法令違反に関する情報の入手に努め、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

第4章 新型インフルエンザ等の国内発生早期における措置

第1節 実施体制

第1 県警察対策本部等の設置〔災害対策課〕

1 県警察対策室の設置

新型インフルエンザ等が国内で発生した疑いがある場合には、県警察対策室を設置する。

2 県警察対策本部の設置

新型インフルエンザ等が国内で発生した場合には、県警察対策本部を設置する。

3 任務等

県警察対策本部等は、警察庁対策本部等及び県対策本部等関係機関との連携を図り、事態を的確に把握して新型インフルエンザ等対策及び治安維持に当たる。

なお、県警察対策本部等に従事する職員の招集等に当たっては、新型インフルエンザ等の国内での発生状況に応じて柔軟かつ的確に対応する。

第2 警察署対策本部の設置〔災害対策課〕〔警察署〕

県警察対策本部長は、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合において、必要があると認められるときは、警察署を指定して警察署対策本部を設置させることができる。

警察署対策本部は、県警察対策本部及び市町等関係機関との連携を図り、新型インフルエンザ等対策及び治安維持に当たるものとする。

なお、警察署対策本部の組織、編成及び任務は警察署長が別に定める。

第3 情報の収集及び連絡

1 発生状況の把握〔災害対策課〕

新型インフルエンザ等が国内で発生し、又は発生した疑いがある場合には、県対策本部等関係機関からの情報の収集及び集約をした上、警察庁対策本部等に速報する。

2 休日及び夜間における連絡体制の確立〔災害対策課〕〔公安第一課〕

休日及び夜間の宿直員は、新型インフルエンザ等が国内において発生し、又は発生した疑いがあるとの情報を入手したときは、緊急時の連絡手段を用いて災害対策課長を経由して本部長及び警察庁対策本部等に速報する。

第4 業務継続のための執務体制の確立〔各所属〕

新型インフルエンザ等が国内で発生した場合には、県警察対策本部長の決定を経て、別に定める業務継続計画に定められた体制に移行する。

第5 装備資機材の活用〔装備課〕〔災害対策課〕

職員の感染を予防し、治安維持機能を保持するため、各種警戒活動の実施に当たっては、感染対策資機材の確実な着装的徹底を図る。

また、感染対策資機材等が適切に活用されるよう、新型インフルエンザ等がまん延する期間の長さ及び地域の特性に応じて当該資機材の柔軟な配備を行うとともに、必要に応じて、その補充を図る。

第6 通信の確保等

1 通信の確保 [災害対策課] [情報通信部]

県警察対策本部等は、通信の確保に努める。

2 警察情報システムの運用体制の確保 [情報管理課] [情報通信部]

警察情報システムを適切に運用するため、担当する職員の不在に対応した体制を確保する。

また、警察情報システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、担当職員不在時に適切な対応を行えるよう、関係事業者等と連携した障害の対処体制の確保を図る。

第2節 感染対策

第1 職員の感染対策

1 職員及びその家族に対する感染対策の周知徹底 [厚生課]

職員及びその家族に対し、感染対策のための基本的な措置の徹底について指導する。

また、職員に対しては、出勤時の検温を実施させる。

2 職員に対する抗インフルエンザウイルス薬の投与の実施 [災害対策課] [厚生課]

抗インフルエンザウイルス薬の予防投与が行われる場合には、県対策本部及び医療機関と相互に協力し、感染者等と濃厚接触した職員又は感染者等に濃厚接触する可能性の高い業務に従事する職員に対して実施させる。

3 職員発症時の対応 [厚生課]

職員又はその家族が、新型インフルエンザ等に感染している疑いがある場合には、医療機関の速やかな受診を奨励するとともに、他の職員への感染のおそれがあると認められるときは、勤務上の必要な措置を検討するなど、職員間の感染拡大の防止を図る。

第2 留置施設における感染対策

1 留置担当官に対する感染対策の周知徹底 [留置管理課]

新型インフルエンザ等の国内の留置施設における発生状況に応じて、第3章第2節第2に定める措置に加えて、次の措置を講ずる。

- (1) 留置担当官及び被留置者に対し、手洗い、うがい及び消毒並びにマスクの着用を行わせる。
- (2) 留置開始時の身体検査、所持品検査等に従事する留置担当官には、マスク及び手袋を着用させ、当該業務の終了後には、手洗い、うがい及び消毒を行わせる。

また、面会の申出をする者（以下「面会人」という。）に対しては、受付時において、発熱、せき等の症状（以下「症状」という。）の有無、感染者等との接触の機会の有無等について確実に確認し、症状がある面会人及び感染者等と接触の機会があった面会人にはマスクの着用を求めるなど、面会人から被留置者

への感染の予防に必要な措置を講ずる。

- (3) 工事業者等については、あらかじめ、症状がある者及び感染者等と接触の機会があった者の施設への立入りの自粛を要請する。
- (4) 必要に応じて、運動、入浴及び集中護送の中止を検討する。

2 感染が疑われる場合の報告〔留置管理課〕

県内の留置施設における感染情報の収集を行い、被留置者又は留置担当官が感染者等となった場合には、速やかに警察庁対策本部等に報告する。

3 感染者等の隔離及び早期診療〔留置管理課〕

被留置者が新型インフルエンザ等に感染している疑いがある場合には、第3章第2節第2に定める対応方策に加え、当該被留置者の診療の措置を速やかに講ずるとともに、新型インフルエンザ等と診断されたときは、隔離等の措置を講ずる。

また、留置担当官が新型インフルエンザ等に感染している疑いがある場合は、当該職員に対して医療機関の速やかな受診を指示し、新型インフルエンザ等と診断されたときは治療に専念させるなど、留置施設におけるインフルエンザ等のまん延を防止するための必要な措置を講ずる。

4 感染者等の庁舎内の行動経路の確認及び消毒〔会計課〕〔留置管理課〕

被留置者又は留置担当官が感染者等となった場合には、庁舎内における当該感染者等の行動経路を確認し、滞在した場所及び頻繁に接触したと考えられる箇所については、必要な消毒を行う。

5 感染者等との接触者の検診〔留置管理課〕

被留置者又は留置担当官が感染者等となった場合には、当該留置施設の他の被留置者及び留置担当官にも健康診断を受けさせる。

第3 その他

1 庁舎管理の徹底〔会計課〕

庁舎管理責任者に対し、新型インフルエンザ等の庁内での感染予防に必要な庁舎管理の手順及び感染時の対応を徹底させる。

2 感染対策に関する関係機関・団体への情報提供〔関係所属〕

関係機関・団体に対し、新型インフルエンザ等の国内での発生状況に関する情報を提供し、新型インフルエンザ等の感染対策の徹底を図る。

3 不特定多数の人が集まる活動の延期又は中止〔関係所属〕

県警察が主催し、又は共催する集会、催事等不特定多数の人が集まる活動について、新型インフルエンザ等の国内での発生状況に応じて延期し、又は中止する。

また、関係機関・団体に対して不特定多数の人が集まる活動の自粛を要請するとともに、広報を行い、住民への周知を図る。

第3節 水際対策の支援

第1 国際海港、検疫所等における警戒活動等

1 神戸港、神戸検疫所等及びその周辺における警戒活動〔災害対策課〕〔地域企画

課] [警備課]

(1) 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

新型インフルエンザ等の発生国等から外国人又は在外邦人の多数が入国し、又は帰国すること、国内から在留外国人の多数が出国すること及び出国自粛勧告（新型インフルエンザ等の国外での発生がなく、国内から国外へのまん延防止を図るため、特措法第15条に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部等から感染したおそれがある者等に対して行う不要不急の出国の自粛についての勧告をいう。）がなされたことに伴う混乱等による不測の事態の発生の未然防止を図るため、第3章第3節第1の1の(1)に定める措置を講ずる。

なお、検疫体制が縮小される場合は、県警察対策本部長の指揮により警戒活動等を縮小する。

(2) 機動隊等の運用

神戸港、神戸検疫所等及びその周辺における警戒活動に当たり、機動隊等を運用する場合は、警察庁対策本部等に速報するとともに、神戸市等関係機関の管理者と連携を強化し、第3章第3節第1の1の(2)に定める措置を講ずる。

2 神戸港、神戸検疫所等及びその周辺における交通規制 [交通規制課] [交通企画課]

第3章第3節第1の2に定める措置を講ずる。

第4節 医療活動の支援

第1 医療機関等及びその周辺における警戒活動

1 医療機関管理者等との連携の強化 [災害対策課]

第2章第3節第2に定める措置を徹底する。

2 医療機関等からの支援要請等に伴う警戒活動の実施 [警備課] [地域企画課]

医療機関等及びその周辺における混乱を防止するため、警察庁対策本部等からの指示又は医療機関等からの支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、十分な対処体制を確立し、感染対策を徹底した上で、必要に応じた警戒活動を行う。

3 機動隊等の運用 [警備課]

医療機関等及びその周辺における大規模な混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁対策本部等に速報するとともに、医療機関等との連携を強化して、感染対策を徹底した上で、速やかに機動隊等の警備部隊を集中運用する。

第2 医療機関等の周辺における交通規制 [交通規制課] [交通企画課]

医療機関等の周辺における交通規制を行う必要があると認められる場合は、感染対策を徹底した上で、円滑な交通規制を実施する。

また、交通規制を実施した場合は、通行禁止等に係る区域、道路の区間その他必要な事項について、速やかに住民、運転者等に周知徹底を図る。

第3 患者搬送の支援〔地域企画課〕〔交通企画課〕

保健所、健康福祉事務所及び医療機関から患者、検体等の搬送に伴う支援要請を受けた場合は、混乱時における治安維持活動等の業務に支障のない範囲において、感染対策を徹底した上で、必要な支援を行う。

第5節 社会秩序の維持

第1 犯罪の予防一般

1 相談対応を通じた住民等の不安の軽減〔生活安全企画課〕

住民等からの相談について親身に対応するとともに、必要に応じて適切な相談窓口を教示できるよう、関係機関との連携を強化するなどにより、住民等の不安の軽減に努める。

2 混乱に乗じた犯罪の予防に関する取組〔生活安全企画課〕

新型インフルエンザ等の国内での発生時における混乱に乗じて発生することが予想される各種犯罪を防止するため、これらの犯罪情報の集約に努めるとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等各種媒体を活用した広報啓発活動を推進する。

第2 各種犯罪の捜査

1 関係法令違反の取締り〔生活経済課〕

検疫法違反、感染症法違反等の関係法令違反に関する情報入手に努め、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

2 混乱に乗じた犯罪の取締り〔生活安全部〕〔刑事部〕

新型インフルエンザ等に対する効能又は効果をうたった医薬品の無許可販売事犯に係る薬事関係事犯、訪問販売等に係る特定商取引事犯その他生活経済関係法令違反等の新型インフルエンザ等の国内での発生時における混乱に乗じた犯罪に関する情報入手に努め、地域住民の不安をあおり、混乱を助長するなど悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

第3 混乱時における措置〔警備部〕〔地域部〕

新型インフルエンザ等のまん延、まん延防止のために講じられる各種対策への不満等に起因する社会的混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁対策本部等に速報するとともに、県対策本部等との連携を強化し、県警察の総合力を発揮して混乱の沈静化を図るなど、治安維持の確保を強力に推進する。

第6節 新型インフルエンザ等緊急事態措置に対する支援等

第1 特定都道府県知事等からの応援の要求に対する対応〔災害対策課〕〔関係所属〕

特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされ、県公安委員会に対して、同法第39条に規定する特定都道府県知事等からの応援の要求があった場合には、警察庁対策本部等に速報するとともに、調整を受け、必要な職員を派遣する。

第2 感染を防止するための協力要請等に対する支援〔災害対策課〕〔関係所属〕

特定都道府県知事が、特措法第45条第2項に規定する多数の者が利用する施設に対する使用制限等の要請をした場合に伴う混乱等による不測の事態の発生の未然防止を図るため、当該施設の管理者等に対して、自主警備及び問題点の改善を促すなど、管理者対策を徹底し、状況に応じた警戒活動等を実施する。

また、特定都道府県知事が特措法第45条第1項に規定する外出自粛等の要請をした場合において、当該要請の実施に関する支援要請を受けたときは、警察権限に関する法令の範囲内で必要な支援を行う。

第3 住民接種に対する支援〔関係所属〕

特措法第46条に規定する住民に対する予防接種が行われる場合に、接種会場及びその周辺における混乱等による不測の事態の発生の未然防止を図るため、市町と連携を図り、十分な対処体制を確立し、かつ、感染対策を徹底した上で、警戒活動等を実施する。

第4 臨時医療施設に対する警戒〔関係所属〕

特措法第31条の2に規定する臨時の医療施設に対して、第4節に定める措置を講ずる。

第5 緊急物資の運送に対する支援〔関係所属〕

特措法第54条第1項に規定する物資等の運送等に対して支援要請があった場合は、これに的確に対応する。

第6 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等に関する業務〔関係所属〕

特措法により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づく措置に係る事務処理に的確に対応する。

第7節 重点的感染拡大防止等の支援

第1 重点的感染拡大防止策の実施に伴う実態把握〔災害対策課〕〔地域企画課〕

重点的感染拡大防止策の実施が決定された場合は、県対策本部等関係機関と連携し、対象地域の現状を把握するとともに、県による外出自粛の要請並びに抗インフルエンザウイルス薬及び救援物資の配布に伴う混乱等による不測の事態の発生の未然防止を図るため、十分な対処体制を確立し、警戒活動を実施する。

第5章 新型インフルエンザ等の国内感染期における措置

第1節 実施体制〔関係所属〕

第4章第1節に定める措置を講ずる。

第2節 感染対策〔関係所属〕

第4章第2節に定める措置を講ずる。

第3節 水際対策の支援〔関係所属〕

国内感染期においても、水際対策の支援を行う必要がある場合は、第4章第3節に定める措置を講ずる。

第4節 医療活動の支援 [関係所属]

第4章第4節に定める措置を講ずる。

第5節 多数死体取扱いに当たっての措置

第1 多数死体取扱いに当たっての医師、関係機関等との連携 [捜査第一課]

感染対策を徹底した上で、多数死体の取扱いに当たって、医師、関係機関等との緊密な連携を図る。

第2 多数死体の調査の実施 [捜査第一課]

多数死体取扱手順に基づき検視又は死体の調査を実施する。

第6節 社会秩序の維持 [関係所属]

第4章第5節に定める措置を講ずる。

第7節 新型インフルエンザ等緊急事態措置に対する支援等 [関係所属]

第4章第6節に定める措置を講ずる。

第6章 小康期における措置〔関係所属〕

新型インフルエンザ等の国内での発生状況が小康状態になった場合は、引き続き職員及び被留置者の感染対策の徹底並びに社会秩序の維持に努めるとともに、県内各地域における感染の状況に応じて、順次職員を通常業務に復帰させる。

また、再度の国内での発生に備え、国内発生早期から国内感染期までにおける対応の分析及び評価を行い、必要な改善を図った上で、第2章に定める措置を講ずる。

第7章 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

第1節 目的

鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、濃厚接触することにより鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染し、発症する例が見受けられる。

鳥インフルエンザウイルスは、他の動物のインフルエンザウイルスに比べて変異しやすいとされており、変異の結果、人に容易に感染する特性を有して新型インフルエンザとなる可能性が高いものである。

このため、鳥インフルエンザの発生は社会不安を惹起するおそれがあり、新型インフルエンザ等対策に準じて適切に対処する必要がある。

よって、本章を設け、実施する措置をあらかじめ定め、鳥インフルエンザの発生時における迅速かつ的確な対処を行うこととし、もって、国民の生命、身体及び財産の安全の確保を図ることとする。

第2節 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策

第1 これまでに人への感染例のない鳥インフルエンザウイルスの人での発症が国外で認められた場合における措置 [災害対策課] [地域企画課] [警備課]

警察庁及び県災害対策課等関係機関と連携を図り、関係機関から関連情報を入手した場合には、警察庁に報告する。

また、鳥インフルエンザ等の発生国等から外国人又は在外邦人の多数が入国し、又は帰国することも予想されることから、警察庁からの指示又は神戸市等関係機関から支援要請がある場合のほか、必要と認められる場合には、神戸港における警戒活動を行う。

第2 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合における措置

1 県警察対策室の設置 [災害対策課]

県内で鳥インフルエンザの人での発症を確認した場合には、警察庁及び県災害対策課等関係機関との連携を図り、県警察対策室を設置する。ただし、鳥インフルエンザを発症した人の感染場所が国外であることが明らかである場合は、インフルエンザウイルスの病原性、感染力等を考慮して、県警察対策室の設置を判断する。

2 国内発生早期における措置に準じた対応 [関係所属]

第4章に掲げる措置のうち、第1節第3（情報の収集及び連絡）、第5（装備資機材の活用）及び第6（通信の確保等）並びに第2節第1の1（職員及びその家族に対する感染対策の周知徹底）及び第2（留置施設における感染対策）並びに第4節第1（医療機関等及びその周辺における警戒活動）並びに第5節第1（犯罪の予防一般）及び第2（各種犯罪の捜査）を行う。

第3節 防疫措置の支援

第1 防疫措置実施地域における警戒活動等

1 防疫措置実施地域における警戒活動 [災害対策課] [警備課] [地域企画課]

兵庫県農林水産部畜産課等関係機関による防疫措置（家禽に鳥インフルエンザが県内で発生した場合において、感染の拡大を防止するために兵庫県を始めとした関係機関が実施する家禽の殺処分、鳥小屋の消毒その他の措置をいう。）を支援するための警戒活動の実施に備え、平素から県災害対策課等関係機関との連携を強化する。

また、防疫措置が実施される場合において、防疫措置に伴う混乱の発生を防止するため、警察庁への報告並びに県災害対策課等関係機関との連絡調整及び連携を図りつつ、感染対策を徹底した上で、必要に応じた警戒活動を行う。

2 機動隊等の運用 [警備課]

防疫措置に伴い大規模な混乱が県内で発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁に速報するとともに、県災害対策課等関係機関との連携を強化して、感染対策を徹底した上で、速やかに機動隊等の警備部隊を集中運用する。

第2 防疫措置実施地域周辺における交通規制 [交通規制課] [交通企画課]

防疫措置が実施される場合において、防疫措置実施地域及びその周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、十分な感染対策を講じた上で、円滑な交通規制を実施する。

また、交通規制を実施した場合は、通行禁止等に係る区域、道路の区間その他必要な事項について、速やかに住民、運転者等に周知徹底を図る。

第4節 関係法令違反の取締り [生活経済課]

家畜伝染病予防法違反等の関係法令違反に関する情報入手に努め、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。